

令和7年10月7日

厚生労働省保険局

局長 間 隆 一 郎 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 秋 山 智 弥



緊 急 要 望

現在、医療機関等は深刻な経営難に陥っています。物価高騰に伴うあらゆるコストの上昇が経営を著しく圧迫しているのに対し、診療報酬改定が物価や賃金の上昇に追いついていません。

令和6年度診療報酬改定において新設されたベースアップ評価料を算定している施設に勤務する看護職員のうち、約3割は賞与が減ったと回答しており、月額給与があがっても実質的な処遇改善につながっていません。また、全産業と看護職員の給与差もより一層拡大しています。このことは、賃上げが困難であり、医療機関等が大変な苦勞を強いられている実態を如実に表しています。

医療提供体制の基盤は「人」であり、人材の確保には処遇改善が不可欠です。他産業並みの賃上げ、労働に見合う処遇改善が実現されなければ、人材流出を招き、地域医療は崩壊します。

すべての地域、あらゆる世代の人々が、適切に医療・看護を受けられる社会を守り抜くため、以下の財政支援につきまして格別のご高配を賜りますよう、強く要望します。

要 望 事 項

1. 令和7年度補正予算において、物価高騰・賃金上昇に苦しむ医療機関等の経営支援策を講じられたい
2. 令和8年度診療報酬改定における、十分な改定率を確保されたい